奈良県消費生活センター 規則及び奈良県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十八年三月三十一日

をここに

公布する。

奈良県規則第七十九号

奈良県消費生活センター 規則及び奈良県消費生活条例施行規則の一部を改正する

奈良県知事

荒

井

正

吾

規則

(奈良県消費生活センタ ー規則の _ 部改正)

第 条 奈良県消費生活センター規則 (昭和四十五年五月奈良県規則第十八号) \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

第一条中「管理」を「管理運営」に改める。

第二条の見出しを「 (開館時間等) 」に改め、 同条に次 の一項を加える。

2 十分までとする。 センターにおいて消費生活に関する相談を行う時間は、 ただし、 必要があるときは、 これを変更することがある。 午前九時から午後四時三

(奈良県消費生活条例施行規則の一部改正)

奈良県消費生活条例施行規則 (平成三年三月奈良県規則第四十六号) \mathcal{O} 部を

次のように改正する。

第九条を削り、 第九条の二を第九条とし、 第九条の三を第九条の二とする。

第一号様式中 「第9条の2」 を 「第9条」 に改める。

附

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。